

第五百十回国 参議院文教・科学委員会会議録第四号

平成十二年十一月十七日(金曜日)
午前十一時四十分開会

委員の異動

十一月八日

阿南 一成君

十一月九日

阿南 一成君

十一月十四日

阿南 一成君

十一月十五日

阿南 一成君

十一月十六日

阿南 一成君

十一月十七日

阿南 一成君

十一月十八日

阿南 一成君

十一月十九日

阿南 一成君

十一月二十日

阿南 一成君

十一月二十一日

阿南 一成君

十一月二十二日

阿南 一成君

十一月二十三日

阿南 一成君

十一月二十四日

阿南 一成君

十一月二十五日

阿南 一成君

十一月二十六日

阿南 一成君

十一月二十七日

阿南 一成君

十一月二十八日

阿南 一成君

補欠選任

青木 幹雄君

補欠選任

阿南 一成君

補欠選任

市田 忠義君

補欠選任

菅川 健二君

補欠選任

和夫 健二君

補欠選任

福本 潤一君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

和夫 健二君

補欠選任

菅川 健二君

補欠選任

福本 潤一君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

和夫 健二君

補欠選任

菅川 健二君

補欠選任

福本 潤一君

補欠選任

照屋 寛徳君

補欠選任

和夫 健二君

補欠選任

委員

日下部禮代子君

阿南 一成君

有馬 朗人君

佐藤 泰三君

中曾根弘文君

水島 裕君

佐藤 雄平君

本岡 昭次君

和夫 健二君

菅川 健二君

林 紀子君

田名部匡省君

平野 博文君

大島 理森君

渡海紀三朗君

巻端 俊兒君

岩瀬 良三君

亀井 郁夫君

佐藤 泰三君

松 あきら君

市川 一朗君

岩瀬 良三君

亀井 郁夫君

佐藤 泰三君

松 あきら君

市川 一朗君

岩瀬 良三君

亀井 郁夫君

佐藤 泰三君

松 あきら君

市川 一朗君

岩瀬 良三君

亀井 郁夫君

佐藤 泰三君

松 あきら君

市川 一朗君

岩瀬 良三君

亀井 郁夫君

○委員長(市川一朗君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(市川一朗君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に日下部禮代子君を指名いたします。

○委員長(市川一朗君) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大島科学技術庁長官。

○国務大臣(大島理森君) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近年の生命に関する科学技術の著しい発展に伴い、生命科学をどこまで人間に適用することが許されるのかという新たな問題が生じています。平成九年二月、英国において、哺乳類で初めて羊の成体の体細胞の核移植により、クローン羊が誕生したとの発表がありました。これにより、人についても、成体の体細胞の核移植によるクローン個体を誕生させること、すなわち人に対するクローン技術の適用が現実の問題として懸念されることとなり、同年六月のデンバー・サミットにおいて、これを禁止するとの首脳宣言が採択されました。

このような動きを受けて、我が国においては、同年九月、総理の指示により科学技術会議に生命倫理委員会が設置され、自然科学系の研究者だけではなく法学者、宗教学者、言論人等国民各般の多様な意見を代表する委員により、この問題について精力的に議論が行われてまいりました。この間、委員会の取りまとめに対し、広く国民からの意見公募なども行われました。その結果、昨年十二月に、人クローン個体の産生は、人の尊厳等を侵害するものとして、罰則を伴う法律により禁止するべきとの最終的な結論を取りまとめ、公表いたしました。

また、クローン技術と同等もしくはそれ以上の重大な影響を人の尊厳に与える可能性があるものとして、ヒトの細胞と動物の細胞を融合または集合させる技術、これを特定融合・集合技術と呼びますが、この技術により生じた胚から、人と動物のいずれであるかが明らかでない個体がつくり出される可能性があることなども、生命倫理委員会において指摘されています。

本法律案は、このような生命倫理委員会での検討の結果を踏まえ、また、この研究分野における国際的動向をも勘案し、人クローン個体等の産生を禁止するとともに、クローン技術等により作成される、特定胚と呼ぶさまざまな胚の適正な取り扱いを確保するための措置等を講ずるものであります。

なお、本法律案はさきの通常国会に提出いたしましたでしたが、残念ながら十分な審議時間が確保できず審議未了、廃案となりました。しかしながら、その後のクローン技術の一層の進展等により、人クローン個体等の産生の危険性がますます高まっております。本法案を早期に成立させる必要があることから、本臨時国会に再度提出したものであります。

倫理委員会が設置され、自然科学系の研究者だけではなく法学者、宗教学者、言論人等国民各般の多様な意見を代表する委員により、この問題について精力的に議論が行われてまいりました。この間、委員会の取りまとめに対し、広く国民からの意見公募なども行われました。その結果、昨年十二月に、人クローン個体の産生は、人の尊厳等を侵害するものとして、罰則を伴う法律により禁止するべきとの最終的な結論を取りまとめ、公表いたしました。

また、クローン技術と同等もしくはそれ以上の重大な影響を人の尊厳に与える可能性があるものとして、ヒトの細胞と動物の細胞を融合または集合させる技術、これを特定融合・集合技術と呼びますが、この技術により生じた胚から、人と動物のいずれであるかが明らかでない個体がつくり出される可能性があることなども、生命倫理委員会において指摘されています。

本法律案は、このような生命倫理委員会での検討の結果を踏まえ、また、この研究分野における国際的動向をも勘案し、人クローン個体等の産生を禁止するとともに、クローン技術等により作成される、特定胚と呼ぶさまざまな胚の適正な取り扱いを確保するための措置等を講ずるものであります。

なお、本法律案はさきの通常国会に提出いたしましたでしたが、残念ながら十分な審議時間が確保できず審議未了、廃案となりました。しかしながら、その後のクローン技術の一層の進展等により、人クローン個体等の産生の危険性がますます高まっております。本法案を早期に成立させる必要があることから、本臨時国会に再度提出したものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、本法案を制定する目的であります。

本法案は、クローン技術等が、その用いられ方いかんによっては人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術を規制し、社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的としています。

第二に、人クローン個体等の産生を禁止することとあります。

具体的には、クローン技術または特定融合・集合技術により作成される胚を人または動物の胎内へ移植した場合、特定の人と同一の遺伝子構造を有する人、もしくは、人と動物のいずれであるかが明らかでない個体をつくり出すおそれがあり、そのような胚を人または動物の胎内へ移植することを禁止することとあります。

第三に、クローン技術等により作成される特定胚の適正な取り扱いの確保のための措置であります。

文部科学大臣は、特定胚の作成、譲り受けまたは輸入及びこれらの行為後の取り扱いの適正を確保するため、総合科学技術会議の意見を聞いて、その取り扱いに関する指針を作成、公表しなればならないものとし、特定胚を取り扱おうとする者は、この指針に従って行うとともに、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならぬものとしてあります。

また、この届け出をした者は、文部科学大臣がその届け出を受理した日から六十日を経過した後でなければ、その届け出に係る特定胚の取り扱いをしてはならないものとし、文部科学大臣は、届け出をした者の特定胚の取り扱いが指針に適合しないとき、届け出をした者に對し、当該特定胚の取り扱い計画の変更、取り扱いの中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとしてあります。

さらに、文部科学大臣は、届け出をした者に対し、必要な事項について報告を求め、または、その職員に、事務所等に立ち入り、必要な物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができることとしてあります。

第四に、届け出をした者は、特定胚の取り扱いについての一定の事項に関する記録を作成し、保存するとともに、特定胚に係る個人情報漏えいの防止等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしてあります。

第五に、禁止行為に違反してクローン技術または特定融合・集合技術により作成された胚を人または動物の胎内に移植した者等に對して、懲役等の罰則を設けることとしてあります。

第六に、この法律については、施行後、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案して、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしてありますが、衆議院において修正が行われた結果、本法案について必要な措置を講ずるに当たっては、法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取り扱いのあり方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の規定に検討を加えることとされてあります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(市川一朗君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員平野博文君から説明を聴取いたします。平野博文君。

○衆議院議員(平野博文君) ただいま議題となりましたヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正は、附則第二条に規定されている検討を行うに当たり、最近のクローン技術等の急速な進展、これらを取り巻く状況の変化等にかんがみ、その検討の時期を早めること、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取り扱いのあり方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえる

ことなどを内容とするものであります。以上であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(市川一朗君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国立市の教育に対する介入反対に関する請願(第八三三三号)
一、私立学校の保護者負担軽減及び私学助成の充実に関する請願(第八九八号)

第八三三三号 平成十二年十月三十日受理
国立市の教育に対する介入反対に関する請願
請願者 東京都国立市東二ノ二八ノ四 小粥三佐子 外四百五十六名
紹介議員 福島 瑞穂君

昨年成立した国旗及び国歌に関する法律の審議において、政府は「児童・生徒の内心に立ち入った強制はしない」旨の方針を示していた。しかし政府は、今春の卒業式及び入学式において国旗掲揚及び国歌斉唱を実施するよう学校現場に対して圧力を掛けてきた。その結果、実施率こそほぼ百分に達したものの、校長と教職員との間や学校と子供・保護者との間で様々な葛藤や対立を生んだ。取り分け、国立市においては、国立市立第二小学校の卒業式における国旗掲揚をめぐることで、右翼による教育活動に対する妨害や教職員、子供及び保護者に対する脅迫が繰り返されている。また、国会においてもこれらの報道を基にした質疑が行われ、文部大臣等が当該教職員の処分

について言及しているが、これは公権力による教育に対する介入であり許されるものではない。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国会調査団の派遣など、国立市の教育に対する介入を行わないこと。
二、東京都教育委員会に対し、国立第二小学校教職員の処分に関して圧力を掛けないこと。
三、国立市内の学校現場に対し、日の丸・君が代を強制しないこと。

第八九八号 平成十二年十一月一日受理
私立学校の保護者負担軽減及び私学助成の充実に関する請願
請願者 北海道苫小牧市柏木町二ノ一六ノ五 久野年勝 外四万九千九百九十九名
紹介議員 中川 義雄君

私立学校は公教育の一翼を担い、教育の振興発展に大きな役割を果たしてきたが、その経営基盤は依然として脆弱である。そのうえ、生徒及び園児の長期的な減少や長引く景気の低迷による生徒の修学継続への影響が懸念され、ひいては私立学校の経営基盤に影響が及ぶことが憂慮されている。教育条件の維持・向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、教育内容を充実させ私立学校経営の健全性を高めるため、私学助成の国庫補助制度について一層の充実強化に努めるよう求める。

ついては、次の措置を採らねたい。
一、公私立間の学費格差について解消を図り、父母の負担を軽減するため、私学助成の充実を努めること。
1 現行の経常費助成の充実を努めること。
2 私立中学校・高等学校における設備整備のための助成等に努めること。
3 私立中学校・高等学校の生徒に対する授業料軽減補助事業などの充実を図ること。
二、私立中学校・高等学校において特色ある教育

を推進するため、特別補助の充実に努めること。
三、私学関係税制について一層の充実に努めること。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案

(小字及び――は衆議院修正)
ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案
ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律

第一条 この法律は、ヒト又は動物の胚又は生殖細胞を操作する技術のうちクローン技術はか一定の技術(以下「クローン技術等」という。)が、その用いられ方のいかんによっては特定の個人と同一の遺伝子構造を有する人(以下「人クローン個体」という。若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体(以下「交雑個体」という。))を作り出し、又はこれらに類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持(以下「人の尊厳の保持等」という。)に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術等のうちクローン技術又は特定融合・集合技術により作成される胚を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、クローン技術等による胚の作成、譲受及び輸入を規制し、その他当該胚の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人クローン個体及び交雑個体の生成の防止並びにこれらに類する個体の人為による生成の規制を図り、もって社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 胚 一の細胞(生殖細胞を除く。)又は細胞群であつて、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。
- 二 生殖細胞 精子(精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下同じ。)及び未受精卵をいう。
- 三 未受精卵 未受精の卵細胞及び卵母細胞(その染色体の数が卵細胞の染色体の数に等しいものに限る。)をいう。
- 四 体細胞 哺乳綱に属する種の個体(死体を含む。若しくは胎児(死胎を含む。))から採取された細胞(生殖細胞を除く。)又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚又は胚を構成する細胞でないものをいう。
- 五 胚性細胞 胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚でないものをいう。
- 六 ヒト受精卵 ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚であつて、ヒト胚分割胚でないものを含む。)をいう。
- 七 胎児 人又は動物の胎内にある細胞群であつて、そのまま胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成の開始以後のものをいい、胎盤その他のその附属物を含むものとする。
- 八 ヒト胚分割胚 ヒト受精卵又はヒト胚核移植胚が人の胎外において分割されることにより生ずる胚をいう。
- 九 ヒト胚核移植胚 一の細胞であるヒト受精卵若しくはヒト胚分割胚又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚をいう。
- 十 人クローン胚 ヒトの体細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
- 十一 クローン技術 人クローン胚を作成する技術をいう。
- 十二 ヒト集合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
 - イ 二以上のヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローン胚が集合して一体となった胚(当該胚とヒトの体細胞又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む。)
 - ロ 一のヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローン胚とヒトの体細胞又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚
- 十三 ヒト動物交雑胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
 - イ ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚
 - ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚
- 十四 ヒト性融合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
 - イ ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又はヒト集合胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚
 - ロ 一の胚とヒトの体細胞又はヒトの体細胞とが集合して一体となった胚
 - ハ イ又はロに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚
- 十五 ヒト性集合胚 次のいずれかに掲げる胚であつて、ヒト集合胚、動物胚又は動物性集合胚に該当しないもの(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
 - イ 二以上の胚が集合して一体となった胚(当該胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む。)
 - ロ 一の胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となった胚
 - ハ イ又はロに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚
- 十六 特定融合・集合技術 ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚及びヒト性集合胚を作成する技術をいう。
- 十七 動物 哺乳綱に属する種の個体(ヒトを除く。)をいう。
- 十八 動物胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
 - イ 動物の精子と動物の未受精卵との受精により生ずる胚
 - ロ 動物の体細胞、一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚
 - ハ 二以上のイ又はロに掲げる胚が集合して一体となった胚(当該胚と動物の体細胞又はイ若しくはロに掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む。)

割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

ニ一のイ又はロに掲げる胚と動物の体細胞又はイ若しくはロに掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚

十九 動物性融合胚 次のいずれかに掲げる胚（当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。）をいう。

イ 動物の体細胞、一の細胞である動物胚又は動物胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚

ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

二十 動物性集合胚 次のいずれかに掲げる胚（当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。）をいう。

イ 二以上の動物性融合胚が集合して一体となった胚（当該胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む。）

ロ 一以上の動物性融合胚と一以上の動物胚又は体細胞若しくは胚性細胞とが集合して一体となった胚

ハ 一以上の動物胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、

人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚若しくは動物性融合胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚（当該胚と動物の体細胞又は動物胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む。）

ニイからハまでに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚

二十一 融合 受精以外の方法により複数の細胞が合体して一の細胞を生ずることをいい、一の細胞の核が他の除核された細胞に移植されることを含む。

二十二 除核 細胞から核を取り除き、又は細胞の核を破壊することをいう。

二十三 ヒト除核卵 ヒトの未受精卵又は一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚であつて、除核されたものをいう。

二十四 動物除核卵 動物の未受精卵又は一の細胞である動物胚であつて、除核されたものをいう。

2 次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる胚又は細胞は、当該規定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

上 欄		中 欄		下 欄	
一	前項第八号	ヒト胚分割胚		ヒト受精胚	
二	前項第九号	ヒト胚核移植胚		ヒト受精胚	
三	前項第十号	一の細胞である人クローン胚又は人クローン胚の胚性細胞		ヒトの体細胞	
四	前項第十二号イ及びロ	ヒト集合胚の胚性細胞		人クローン胚の胚性細胞	
五	前項第十三号ロ	ヒト動物交雑胚		イに掲げる胚	
六	前項第十四号イ	ヒト性融合胚		人クローン胚	
七	前項第十四号ロ	ヒト性融合胚		イに掲げる胚	

八	前項第十八号ロ	動物胚	イに掲げる胚
九	前項第十八号ハ及びニ	動物胚の胚性細胞	イに掲げる胚の胚性細胞
十	前項第十九号イ	動物性融合胚	動物胚
十一	前項第十九号ロ	動物性融合胚	イに掲げる胚
十二	前項第二十号ハ	動物性集合胚の胚性細胞	動物胚の胚性細胞
十三	前項第二十三号	ヒト胚核移植胚又は人クローン胚	ヒト受精胚
十四	前項第二十四号	ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又は動物性融合胚	動物胚

（禁止行為）

第三条 何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならない。

（指針）

第四条 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚（以下「特定胚」という。）が、人又は動物の胎内に移植された場合に人クローン個体若しくは交雑個体又は人の尊厳の保持等に与える影響がこれらに準ずる個体となるおそれがあることにかんがみ、特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い（以下「特定胚の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容される特定胚の作成の要件に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、許容される特定胚の取扱いの要件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、特定胚の取扱

いに関して配慮すべき手続その他の事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（遵守義務）

第五条 特定胚の取扱いは、指針に従って行わなければならない。

（特定胚の作成、譲受又は輸入の届出）

第六条 特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 作成し、譲り受け、又は輸入しようとする胚の種類

三 作成、譲受又は輸入の目的及び作成の場合にあつては、その方法

四 作成、譲受又は輸入の予定日

五 作成、譲受又は輸入後の取扱いの方法

六 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第七條 文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定胚の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該特定胚の取扱いの方法に関する計画の変更又は廃止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、文部科学大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

(実施の制限)

第八條 第六條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日(前条第二項後段の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間)を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定胚を作成し、譲り受け、若しくは輸入し、又はその届出に係る事項を変更してはならない。

(偶然の事由による特定胚の生成の届出)

第九條 第六條第一項の規定による届出をした者は、偶然の事由によりその届出に係る特定胚から別の特定胚が生じたときは、文部科学省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、当該生じた特定胚を直ちに廃棄する場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 生じた胚の種類
- 三 生成の期日

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(記録)

第十條 第六條第一項又は前条の規定による届出をした者は、文部科学省令で定めるところにより、その届出に係る特定胚について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- 一 作成し、譲り受け、又は輸入した胚の種類
- 二 作成、譲受又は輸入の期日
- 三 作成、譲受又は輸入後の取扱いの経過
- 四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

2 前項の記録は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(特定胚の譲渡等の届出)

第十一條 第六條第一項又は第九條の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚を譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄した胚の種類
- 三 譲渡、輸出、滅失又は廃棄の期日及び滅失又は廃棄の場合にあっては、その態様
- 四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(特定胚の取扱いに対する措置命令)

第十二條 文部科学大臣は、第六條第一項又は第九條の規定による届出をした者の特定胚の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、特定胚の取扱いの中止又はその方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三條 第六條第一項又は第九條の規定による

届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む))をいう。以下この条において同じ。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収)

第十四條 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六條第一項又は第九條の規定による届出をした者に対し、その届出に係る特定胚の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十五條 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六條第一項若しくは第九條の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十六條 第三條の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入した者

二 第六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する事項を変更した者

三 第七條第一項の規定による命令に違反した者

四 第十二條の規定による命令に違反した者

第十八條 第八條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十條第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 三 第十條第二項の規定に違反した者
- 四 第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第十五條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十六條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四條第三項及び附則第三條の規定 公布の日
- 二 第四條第一項、第二項及び第四項、第五條から第十五條まで、第十七條から第十九條ま

で並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後^三五年以内に、

○ヒト受精卵の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関
○この法律の施行の状況、クローン技術等を取
する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、
り巻く状況の変化等を勘案し、^{この法律の規定に}特定胚の取扱い
に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 第四条第三項の規定の適用については、
公布の日から内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)の前日までの間は、同項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総合科学技術会議」とあるのは「科学技術会議」とする。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。
六十一 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第 号)
第十六条(人クローン胚等の person 又は動物の胎内への移植)の罪

平成十二年十一月二十二日印刷

平成十二年十一月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局